

憲法を考える(2)

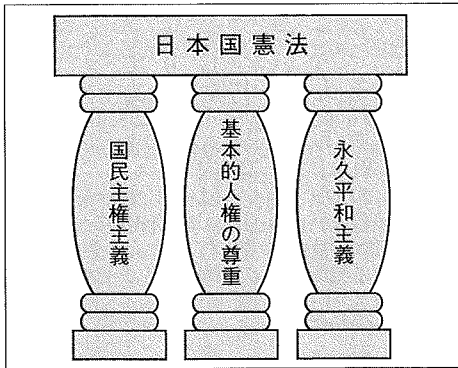
富山短期大学名誉教授 川中清司

憲法の三大原則

日本国憲法には、三つの基本原則がある。第一は「国民主権主義」で、国の政治のあり方を決める最終的な権限は、国民にあるということ。第二は「基本的人権の尊重」で、人間は生まれながらにして自由と権利を持ち、最大限に尊重される。第三に「永久平和主義」で、戦争と軍備を放棄し、二度と過去の過ちを繰り返さないことだ。

憲法は前文と一〇三条の条文で構成されている。前文は、この憲法がどのような理念で作られているかを述べ、それぞれの条文の源となる「考え方の手引き」の性格

日本国憲法の基本原則



を持つている。

●前文は世界に向けた平和宣言

憲法前文は、世界に向けた日本国民の平和宣言である。その内容は、①主権在民、②国民の信託、③平和主義、④国際協調主義を述べている。

国民と国家との間の信託を謳い、それらが長い歴史や原理に基づくことを説いている。平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永久に除去する努力をし、国際社会で名誉ある地位を占めたいと宣言する。恒久の平和、人間相互の関係を支配する崇高な理想を掲げ、平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼し、安全と生存を保持しようとの決意を示している。

憲法前文の構成

主権在民	国民の信託
平和主義	国際協調

憲法前文——原文と解釈

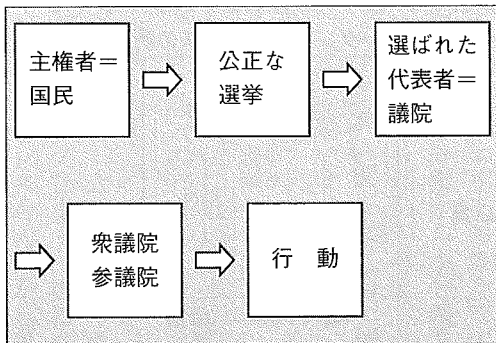
原文 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて

行動し、われらと、われらの子孫のために、諸国民との協和による

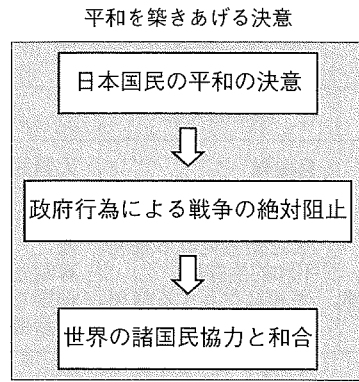
成果と、わが国全土にわたって自由のもたらず恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

解説 日本の国民は、正しい選挙で選ばれて、議員となった代表者(議会や内閣)を通じて行動する。あくまで主権は国民である。これを受けて本文の各条項では、第四章に国会、第五章に内閣の制度を明示している。

間接民主主義



次に自分や子孫のためにも、日本の国のどこでも、自由が保証され、自由がもたらす恩恵を確実に体得できるようにする。いわゆる基本的人権の尊重を明記する。



さらに、世界の諸国民との協力を和合を築き上げ、その成果として、かつて政府が引き起こし、突き進んだあの悲惨な戦争を再び起こさないことを強く決意し、痛ましい犠牲を引き起こさせないと、平和主義を堅く心に誓う。

そのために、日本の主権は国民が握り、国民にあるのだ。それを実現するために、この憲法を制定するのだと宣言する。

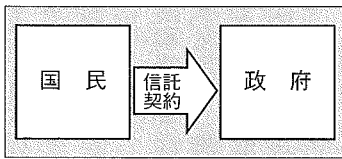
原文 * そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力

は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

解説 元来、国の政治は国民が国との間で結んだ、厳かで確かな約束で成り立つものだ。その約束の源は、国民が国に任せるといふ強い信頼から始まるものだ。

国が行使する権力は、国民の代表者が行うものであって、それによって得られる利益は、国民がこれを受け取るものなのだ。これは「人類普遍の原理」である。従来、の明治憲法や、そのもとで出された法律、天皇の詔勅（しうごう）（天皇が発する意思表示）は原理に反するものなので破棄する。

国民が政府に任せる



「人類普遍の原理」とは、長い歴史から得られた人類共通の原理をさす。

たとえば、イギリスのマグナカルタ（大憲章）や権利章典などの歴史や、ジョン・ロックの自然権思想や社会契約説に根ざすもので、これらは長い人類の歴史から築き上げられた人類に共通する原理なのである。

こうした原理に反する従来の明治憲法や、そこからできた法律、天皇の詔勅を破棄し、新しい憲法のもとですべてが始まると宣言している。

原文 * 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

解説 日本国民は、幾久しい平和を心から願い、人間同士が互いに平和な生活を送ろうとする高い理想を自覚して、世界の平和を愛する諸国民の公正で信じ合う心を信頼して、われらが安全に生きていこうと決意した。

平和はお互いが信じ合い、信義を守ることを信頼し合うことで守

られる。

この部分の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」の表現に対して、世界には平和を愛する国民ばかりではないとか、他人まかせでは平和は守れないなどの批判も聞かれるが、ここではあくまで高い理想を掲げている。

原文 * われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

解説 われら国民は、平和を守り、特定の権力者の独断で処理されていることや、狭い度量に対して、これらを地上から永遠に取り除こうと努力している国際社会の中で、共に努力する、名誉ある地位を占めたいと思う。われわれは全世界の国民が、みな等しく恐怖と欠乏から脱して、平和のうちに生きていく権利を持っていることを確認する。

「名誉ある地位を占める」という表現について、自衛隊の海外派遣で「国際貢献」を目ざすときに

引用されるが、あくまでも不戦と平和の原則に基づくものでなければならぬ。

原文 われらは、いずれの国家も、自国のことに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国との対等関係に立とうとする各国の責務

前文に掲げる理念

国民主権	基本的人権	平和主義
<ul style="list-style-type: none"> 選挙で代表を選ぶ ↓ 議会、政府に委任 ↓ 国民の信託 ↓ 憲法制定し権力を縛る 	<ul style="list-style-type: none"> 自由権 恐怖から免れる権利 社会権 欠乏から免れる権利 平和的生存権 平和に生存する権利 	<ul style="list-style-type: none"> 人類共通の基 平和を愛する諸国民 の公正と信義に信頼 の盤 専制と隷従を排除 他国を無視しない 政治道徳

*

である。と信ずる。日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

【解説】どの国家でも、自分の国のことだけに専念して、他国を無視してはならず、政治の道徳を守るという原則は、全体に共通するものである。

この原則に従うことは、自国の主権を維持しながら他国とも対等の関係を進めていくための、各国の責任であると信じる。

日本国民は、日本という国の名譽をかけて、全力をあげてこの崇高な理想と、目的を達成することを誓う。

前文批判いろいろ

●安全保障の概念が欠如

安倍晋三氏は第一四七国会（二〇一二年五月一日）で、憲法前文について、安全保障の欠如を批判している。

「憲法の前文ですが、『平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう』と決意した」とあり、この『平和を愛する諸国民』というのは一体誰なんだということですが、た

とえば国連の常任理事国は、この戦後五〇年間、すべて戦争をしていくわけで、そういう意味では、この前文はまったく、しらじらしい文であると言わざるを得ない。この前文によって、私どもの中に安全保障という概念が、すっぱりと抜け落ちてしまっていると言わざるを得ない（※）」

●致命的な日本語の乱れ

石原慎太郎氏は、第一五〇国会（同年一月三〇日）で次のように述べ、憲法前文の表現を批判した。

「前文というのは醜悪。謳われている理念はいいんですよ。ごくあたり前のことですよ。けれどもそれを表現するのに、翻訳としても非常に拙劣な日本語であり、ここに『この憲法を確定する』とありますね、；法表現だったら制定でしよう。『恐怖と欠乏から免がれ』；とあるけれども日本語では欠乏を免れますよ。やはり致命的な日本語の乱れがある（※）」

（※＝憲法前文に関する基礎的資料・衆議院憲法調査会事務局）

●命を国際社会に預ける

櫻井よしこ氏は、二〇一五年五月三日の公開憲法フォーラムで、こう述べている。

「前文に何と書いてあるか。私たちの命を『国際社会に預けなさい』と書いてある。『平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して』。これも変な日本語ですね。『われらの安全と生存を保持しよう』と決意した』と書いてある。下手な日本語。文法も間違っている」

さらに中国は連日連夜、尖閣諸島、領海侵犯をしているとして憲法改正を訴えた。

●力士の弱さにも影響か

同じ会場で、元力士の舞の海秀平氏は、昨今の日本人力士の甘さは、憲法前文の影響だとして、満場の笑いを誘った。「あまりに今の日本人力士は人がいいのか、相手を信じすぎている」

これは何かに似ていると思っただけなら、憲法の前文『諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう』と決意した』に行き着いた。逆に「諸国民の信義を疑わなければ勝てないのではないか」と述べた。

真意理解と実践の努力

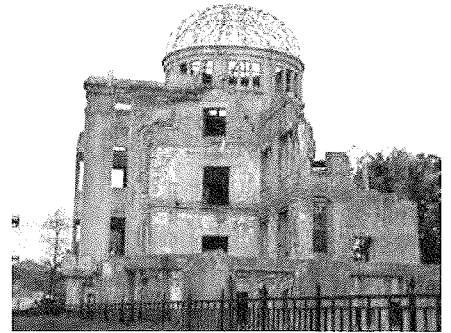
こうした批判が、憲法を改正する口実となることを怖れる。大事なことは、憲法に流れる真意を理

解することだ。揚げ足取りをしたり、細かい文章の表現や文法を問題にしているのは、かえって真意を曲げる結果を招く。角を矯めて牛を殺す（小さな欠点を無理に直そうとして、かえって全体をだめにするこのたとえ）ことになりかねない。憲法をつくった当時のわれわれは、世界を相手に大戦を引き起こした懺悔と再生を誓い、世界平和を築く使命感に燃えていた。平和憲法は日本国民の悲痛な願いであった。大事なことは前文に流れる理念を理解し、平和達成に向けて努力することだ。

●戦争反対は拷問、死刑

昭和のはじめから軍部の支配が高まっていた。昭和三年、田中義一内閣は治安維持法を改正した。第一条「国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者ハ、死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役」とし、天皇制を打倒する目的で結社を組織した者は、死刑に処せられた。

この治安維持法の改正は、議会を通さない緊急勅令方式で行われた。戦争に反対した人たちは特高警察に拷問され、獄死者一九四人、獄中病死者一五〇三人、逮捕者は数十万人に及んだ。



1945年8月6日広島に原爆が投下され、14万人が死亡。同15日に終戦を迎えた

●一億総火の玉——本土決戦

小説「蟹工船」を書いた小林多喜二は、一九三三（昭和八）年二月二〇日、築地警察署で拷問されて殺された。丸裸で天井から逆さ吊りにされ、全身をたたきのめされたのだ。遺体は変色し、パンパンに腫れ上がっていた。二九歳だった。治安維持法は一九四五（昭和二〇）年一〇月まで続いた。政府は「聖戦」の遂行と本土決戦を目ざし、国民は「一億総火の玉」となり、最期の一兵まで戦うことを強いられた。沖繩に鉄の雨が降り、広島と長崎が原爆によって焼かれた。日本国憲法は、こうした悲惨な状況から這い上がり、再び戦争を起こさないと懺悔と平和の誓いがこめられているのである。